

連結計算書類についての監査報告書

監査役会は、個別計算書類等の監査報告書とは別に、監査役の監査報告に基づいて連結計算書類の監査報告書を作成しなければならない（商規 183 、 ）。

委員会等設置会社の監査委員会も同様に連結計算書類に関わる監査報告書の作成義務はあるが、「監査委員の報告に基づく」ことは要件とされていない（商規 189 対照）。独任制を有している監査役と監査委員の違いが現れている。

1. 監査役会（監査委員会）監査報告書の記載事項

（ 1 ） 監査役会において各監査役からの報告に基づき監査報告書が作成される。この場合において、各監査役は監査報告書に自己の意見を付記することが認められている（商規 183 ）。

（ 2 ） 監査役会（監査委員会）の監査報告書への記載事項は法定されている（商規 183 、 189 ）。

（ 3 ） 連結計算書類の監査報告書は、個別監査報告書の記載事項と比べると、次の点で差異がある。

連結計算書類に関する監査報告書なので、会計以外の業務監査等に関する記載がないこと

営業報告書・利益処分案・附属明細書に関する記載がないこと

会計監査人の監査が相当であることの記載を明示的に求められたこと

子会社・連結子会社に対して、連結計算書類に関する会計の報告徴求権・財産調査権を行使したときの方法と結果を記載すること

（注）個別の監査報告書では、子会社に対する会計監査に関する報告徴求等は会計監査人の監査報告書に記載され（商特 13 一）、監査役会監査報告書には会計以外の業務監査に関する報告徴求のみを記載することとされている（商特 14 三）。連結計算書類の監査では業務監査が要求されていないことによる。

署名押印を要求している商法施行規則第 134 条は連結監査報告書には準用されていない（商規 183 ）

（注）したがって、大会社以外の会社の監査役の個別監査報告書と同様、署名押印あるいは電子署名は法的には要求されない。このことは、会計監査人の連結監査報告書についても同様である（商規 182 ）。

しかし、商法施行規則により作成が求められている書類であるので、少なくとも記名捺印を行うことは実務上必要である。

監査報告書の記載事項

監査役会・監査委員会の監査報告書	会計監査人の監査報告書
<p>1. 会計監査人の監査の方法・結果を相当と認めるときは、その旨</p> <p>2. 会計監査人の監査の方法・結果を相当でないと認めるときは、その旨、理由、監査役の監査の方法の概要又は結果</p> <p>3. 子会社・連結子会社に対して会計に関する報告を求め、又は業務・財産の状況を調査したときは、その方法及び結果</p> <p>4. 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及び理由</p> <p>5. 重要な後発事象について、会社又は子法人等の取締役等から報告があったときは、その事実（会計監査人の監査報告書に記載があるものを除く）</p> <p style="text-align: right;">（商規 183 、 189 ）</p>	<p>1. 監査の方法の概要</p> <p>2. 連結計算書類が法令・定款に従い企業集団の財産・損益の状態を正しく示しているときは、その旨</p> <p>3. 正しく示していないときは、その旨及び事由</p> <p>4. 会計方針の変更が相当であるかどうか、及びその理由</p> <p>5. 子会社・連結子会社に対して会計に関する報告を求め、又は業務・財産の状況を調査したときは、その方法及び結果</p> <p>6. 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及び理由</p> <p>7. 重要な後発事象について、連結計算書類に注記があるときはその旨、会社又は子法人等の取締役等から報告があったときは、その事実</p> <p style="text-align: right;">（商規 182 、 188 ）</p>

2. 監査役会監査報告書の例示

次頁に監査役会の監査報告書の一つの例を示すが、各社においてはこれを参考として、独自の工夫を行い、監査役会としてより詳細な監査の方法及び結果を記載し、説明責任を果たされたい。

なお、前記1（3）で述べたとおり、監査役は（会計監査人も同様）連結計算書類に関する監査を行うため必要があるときには、子会社に対するのと同様に連結子会社に対しても会計に関する報告徴求権や業務・財産状況の調査権限を有しており、監査役がこれらの権限を行使した場合には、当該調査の方法及び結果を監査役会監査報告書に記載しなければならない。しかし、監査報告書上に記載を要する子会社・連結子会社に対するこれらの権限の行使とは、連結計算書類に関するものに限られる（商規 183 三）。

以下に、監査報告書上に記載を要する子会社・連結子会社に対する権限の行使がなかった場合（例1）と、子会社・連結子会社に対する調査権限を行使した場合（例2）における監査役会監査報告書の記載例を、それぞれ一例としてお示ししたい。

【例 1】

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの第 期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 (監査法人の名称又は公認会計士の事務所名若しくは氏名) の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 監査役 の意見（異なる監査意見がある場合）

4. 後発事象（重要な後発事象がある場合）

平成 年 月 日

株式会社 監査役会

監査役（常勤） 印

監査役（常勤） 印

監査役 印

監査役 印

（注）監査役 及び監査役 は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第 18 条 1 項に定める社外監査役であります。

【例 2】

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの第 期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、また、必要に応じて子会社及び連結子会社に対し会計に関する報告を求め、子会社及び連結子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 (監査法人の名称又は公認会計士の事務所名若しくは氏名) の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 子会社及び連結子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

3. 監査役 の意見（異なる監査意見がある場合）

4. 後発事象（重要な後発事象がある場合）

平成 年 月 日

株式会社 監査役会

監査役（常勤） 印

監査役（常勤） 印

監査役 印

監査役 印

(注) 監査役 及び監査役 は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第 18 条 1 項に定める社外監査役であります。

監査役会としては、連結監査報告書の作成に先だって、
執行部の責任者より連結計算書類に関する重要な会計処理・内容等について説明を
聴取する。

会計監査人から連結監査について相当性を判断するに十分な報告・説明を受ける。
各社の監査役会としては、上記の監査報告書の例示を参考として、監査報告書は1
年間の監査の成果を示し、監査役会として説明責任（Accountability）を集大成す
るとのスタンスに立って、積極的に監査の方法及び結果について開示すべきである。

定時総会における監査結果の報告は、取締役の責務として規定されているが（商特
19の2、21の32）、少なくとも監査役会の監査結果の報告は、監査主体である監査
役会が主体的に行うべきである。大半の会社で行われている監査役の口頭報告に、
連結計算書類の監査の方法及び結果についても含めてしかるべきである。